

無線局の免許状の電子化に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、無線局の免許状の電子化に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、無線設備規則検査要領（日本籍船舶用）である。なお、本改正は、2026年6月29日から適用される。

2. 改正の背景

無線設備の検査に際して検査申込者が準備すべき資料には、国が交付した無線局免許状が含まれる旨、本会の無線設備規則検査要領に明示している。

一方、2025年10月に施行された電波法の改正（令和7年法律第27号）により、無線局に対する紙の「免許状」の新規交付が廃止された。そして、無線局の免許を受けた者が当該免許の内容を電磁的に記録した「免許記録」をWeb上で閲覧できる仕組みが導入された。

このため、当該国内法の改正に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

無線設備の検査に際して検査申込者が準備すべき資料のうち、無線設備規則検査要領2.2.2-1.(1)(b)に示す「無線局免許状」について、Web上で閲覧できる「免許記録」の内容に関する証明書等も認められる旨を明示した。

具体的には、次の(1)に示すものに限らず、(2)又は(3)に示すものも認められることとした。

- (1) 既に発行されている「無線局免許状」
- (2) 無線局の免許を受けた者が総務省に交付を請求することができる、「免許記録」の内容が記載された免許事項証明書
- (3) Web上で閲覧可能な「免許記録」を紙に印刷したもの等